

◇番号	201705
◇研究機関名	東北大学
◇経緯・概要	<p>【発覚の時期及び契機】</p> <p>平成 23 年 11 月 19 日、東北大学極低温科学センター所属の技術補佐員から、同センターに勤務している非常勤事務補佐員（以下「元非常勤職員」という。）が、不正にパソコン等を買取業者に売却し、その代金を領得している疑いがあるとの通報が同センター所属の教員になされ、同教員を通じて理学部・理学研究科事務部（部局通報窓口）へ通報が行われた。</p> <p>【調査に至った経緯等】</p> <p>通報後、直ちに予備調査委員会を設置して予備調査を実施した結果、元非常勤職員が通報のあった不正使用の事実を一部認めため、本調査が必要と判断し、調査委員会を設置して調査を実施した。</p>
◇調査	<p>【調査体制】</p> <p><予備調査></p> <p>予備調査委員会（学内委員 7 名）を設置して調査を実施。</p> <p><本調査（第 1 期）></p> <p>調査委員会（第 1 期）（学内委員 4 名、学外委員（弁護士）1 名）を設置して調査を実施。</p> <p><本調査（第 2 期）></p> <p>調査委員会（第 2 期）（学内委員 5 名、学外委員（弁護士）1 名）を設置して調査を実施。</p> <p>※本事実発覚後、警察当局に相談し、以降、継続して警察当局の捜査に協力してきたが、被害の全容解明には警察当局の捜査の結果を待たなければならなかったため、調査委員会（第 1 期）においては詳細な不正使用の内容及び不正使用の金額等の認定までには至らなかった。その後、元非常勤職員が逮捕され、検察庁において本刑事事件の処分結果が決定したことから、改めて調査委員会（第 2 期）を設置し、調査委員会（第 1 期）の調査報告後に明らかとなった不正使用の内容等を認定した上で、最終報告書を取り纏めた。</p> <p>【調査内容】</p> <p><予備調査></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査期間 平成 23 年 11 月 25 日～平成 23 年 12 月 8 日 ・ 調査対象 平成 16 年度～平成 23 年度において元非常勤職員が担当した全ての研究費（文書保存期間満了のため関係書類が廃棄されている研究費は調査対象から除く。） ・ 調査方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 元非常勤職員及び関係者へのヒアリング ・ 経理関係書類等の調査 ・ パソコン等の購入物品の現物確認 ・ 買取業者からの入金状況の確認 等 <p><本調査（第 1 期）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査期間 平成 23 年 12 月 8 日～平成 24 年 2 月 24 日

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象 平成 16 年度～平成 23 年度において元非常勤職員が担当した全ての研究費（文書保存期間満了のため関係書類が廃棄されている研究費は調査対象から除く。） ・ 調査方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予備調査結果の分析 ・ 警察当局への捜査協力により判明した事実の確認 ・ 元非常勤職員へのヒアリング ・ 経理関係書類の調査 ・ 買取業者からの入金状況の確認 等 <p><本調査（第 2 期）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査期間 平成 30 年 1 月 24 日～平成 30 年 2 月 26 日 ・ 調査対象 平成 16 年度～平成 23 年度において元非常勤職員が担当した全ての研究費（文書保存期間満了のため関係書類が廃棄されている研究費は調査対象から除く。） ・ 調査方法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察当局の捜査により判明した事実の確認 ・ 関係者への事実確認 ・ 不正使用の内容及び不正使用額の認定 ・ 不正使用に係る監督・管理責任等の認定 等
◇調査結果	<p>【不正の種別】 目的外使用及び横領（発注権限がないにもかかわらず、教員に無断でパソコン等を不正な手続きで購入し、買取業者へ売却して売却代金を領得）</p> <p>【不正の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動機、背景 <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品等の請求発注業務、納品物の受領確認、予算管理などの一連の会計処理は、予算の配分を受けた極低温科学センターの教員が本来行うべきものであるにもかかわらず、当該教員がこれらの会計処理を元非常勤職員にほとんど任せきりにしていた。 ・ 研究室で行われる会計手続きに関して、元非常勤職員が 1 人になりやすく、監視の目が届かない特殊な職場環境になっていた。 ・ 手法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 元非常勤職員は、教員の印鑑を不正に使用してパソコン等の購入手続きを行い、東北大学事務部の納品検収後に買取業者に売却し、売却代金を領得していた。 ・ 元非常勤職員は、不正な手続きでパソコン等を購入したことが発覚しないよう、極低温科学センター内の予算決算書や収支簿を改ざんしていた。 ・ 元非常勤職員は、買取業者へのパソコン等の売却に係る申込手続きや売却代金の受領の一部において、東北大学の技術補佐員及び元大学院生の名義を利用していた。 <p>ただし、警察当局の捜査において、東北大学の技術補佐員及び元大学院生の売却手続きへの関与を裏付ける事実は無かったことから、東北大学としても、技術補佐員及び元大学院生が不正使用に関与していなかったと判断</p>

した。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

資金の種類	不正に支出された研究費の額 (目的外使用の額)	左記のうち、元非常勤職員による不正使用及び私的流用の額 (横領の額)	不正に関与した職員数
大学運営費	23,837,761円	8,843,462円	1人
科学研究費補助金	841,966円	328,990円	1人
計	24,679,727円	9,172,452円	1人(実人数※)

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

会計伝票等とパソコン等の現物を照合した結果、平成16年度～平成23において所在不明となっているパソコン等は310台、取得価格24,679,727円であった。これらについては、東北大学の教育・研究活動（科学研究費補助金の補助事業を含む。）に使用されたとは考え難いため、その全額を目的外使用と判断した。

このうち、警察当局の捜査において明確となった元非常勤職員が不正な手続きで購入し、買取業者へ売却して売却代金を領得したとするパソコン等83台、取得価格9,172,452円については、元非常勤職員による不正使用及び私的流用（横領）と判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

不正な手続きでパソコン等を購入し、買取業者へ売却して売却代金を領得することは、明白な犯罪行為であることから、元非常勤職員は、倫理観及び遵法精神が著しく欠如していた。

一方で、東北大学において元非常勤職員の不正使用を長年にわたり発見出来なかったことから、以下の事項が不正の発生要因になったものとする。

- ① 事案発覚当時、研究室の規模に比して明らかに大量なパソコンを購入するといった不自然な発注が行われていたが、東北大学事務部において、発注の必要性や実態等の確認・検証が不十分であった。
- ② 事案発覚当時、研究室で行われる会計手続きに関して、本来は極低温科学センターの教員が行うべき物品等の請求発注業務、納品物の受領確認、予算管理などの一連の会計処理を元非常勤職員にほとんど任せきりにしていたり、元非常勤職員が1人になりやすく、監視の目が届かない特殊な職場環境になっていたなど、内部統制が適正に図られていなかった。
- ③ 事案発覚当時、取得価格が50万円を超えない物品については、資産台帳への登録や定期的な現物確認を不要としていたため、売却により所在不明となっていたにもかかわらず、その事実が判明し難い物品管理体制となっていた。

【再発防止策】

1) 教員発注に係る発注内容の確認・検証

・研究室の規模に比して特定の業者から大量にパソコンを購入している等の不正が疑われる場合には、東北大学事務部は担当教員等に対し、必要性や実態等について確認すべきことを購買業務マニュアルに明記し、学内に周知徹底

	<p>を図った。【平成 27 年 3 月から実施】</p> <p>2) 特殊な職場環境の把握と是正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究室等において、発注や納品物の受取等の業務が特定の職員に集中していないか、特定の職員が業務中一人きりになることが多く、監視の目が届かない等の不正使用が生じかねない特殊な職場環境になっていないかの状況を各部署で把握するとともに、そのような職場環境が生じている場合には是正しなければならないことを研究費不正使用防止計画に明記し、学内に周知徹底を図った。【平成 28 年 1 月から実施】 <p>3) 物品管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取得価格が 10 万円以上の物品に対し、「検査の記録ラベル」を貼付し、大学管理物品としての管理を徹底させた。【平成 24 年 4 月から実施】 ・ 物品の実在性を適正に確認するため、固定資産等は取得年度の翌年度 5 月末までに全て現物確認を行うこととした。【平成 23 年度取得物品から実施】 ・ 換金性の高い物品（パソコン、カメラ、テレビ、録画機器）については、取得価格にかかわらず、資産台帳へ登録し管理することとした。【平成 27 年 4 月から実施】 <p>4) 内部監査体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事案が発生した職場環境と類似する学内業務組織等（13 部署）を対象として、会計事務に係る内部統制の実態及びパソコンの管理状況等について、臨時で監査を実施した。【平成 23 年 12 月実施】 ・ 物品の管理状況を重点的に監査するため、現物確認する物品の抽出件数を拡大した。（従来の監査と比較して、約 3～7 倍に拡大。）【平成 24 年 2 月から実施】 ・ 教員及び研究室所属の事務担当職員から対象を選び、会計手続きに係る内部統制の実態等について、ヒアリングを行うこととした。【平成 24 年 2 月から実施】 <p>5) コンプライアンス教育の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究費使用のルール及び責任の所在、不正使用が及ぼす影響等についての理解を浸透させるため、eラーニングによる研究費不正防止コンプライアンス教育を毎年度実施することとした。【平成 27 年 12 月から実施】 ・ 経費執行にあたって守らなければならない基本的なルールと手続き等をまとめた「経費執行ハンドブック」に本事案に係る事例を追記する等の改訂を行い、教職員等に配付した。【平成 28 年 12 月改訂】
<p>◇その他（研究機関が行った措置）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者の処分 東北大学就業規則に基づき、元非常勤職員を平成 23 年 12 月 26 日付けで懲戒解雇処分、関係者 5 名を平成 24 年 3 月 30 日付けで懲戒又は訓告等処分。 ・ 刑事訴訟 平成 28 年 5 月 25 日、東北大学から警察当局へ刑事告訴を行い、平成 29 年 2 月 8 日、元非常勤職員が業務上横領の容疑で逮捕、同年 4 月 26 日、仙台地方検察庁へ刑事事件として送致された。検察庁の捜査において、元非常勤職員は容疑を全面的に認めたが、刑事事件上の被害額を全額弁済していること、懲戒解雇される等の社会的制裁を受けていること等を考慮し、同年 6 月 5 日、仙台地方検察庁において不起訴（起訴猶予）処分とすることが決定された。 ・ 本件の公表状況 ○平成 23 年 12 月 27 日 記者会見を行い、本事案を公表（氏名公表なし）

	<p>○平成 23 年 12 月 27 日 元非常勤職員の処分結果を東北大学ホームページに公表（氏名公表なし）</p> <p>○平成 24 年 3 月 30 日 監督・監理責任者の処分結果を東北大学ホームページに公表（氏名公表なし）</p>
--	--